

令和 8 年第 2 回

臨時会 会議録

会 期

令和 8 年 7 月 3 日（金）

会 議 日

令和 8 年 7 月 3 日（金）

東 串 良 町 議 会

令和8年第2回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和8年7月3日 午前 9時30分
閉 会 令和8年7月3日 午前10時10分

出席議員（10人）

1番 上 池 勝 彦	2番 小 川 香 織
3番 児 玉 勇 治	4番 瀬戸山 譲 一
5番 牧 原 完 治	6番 西 園 貞 美
7番 前 田 隆	8番 上 園 ミ キ
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

7番 前 田 隆 8番 上 園 ミ キ

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順
副町長	大 園 保 広
教育長	金 久 三 男
総務課長	浜 屋 啓 子
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹
福祉課長	小 林 真紀子
企画課長	上 野 史 生
管理課長兼学校給食センター所長	中小野田 輝幸
総務課長補佐	宮 田 潤

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 倉ヶ崎 和 治 書 記 清 瀧 美東士

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第25号 東串良中学校改修工事（1 工区）の建設工事請負契約について

日程第 4 議案第26号 東串良中学校改修工事（2 工区）の建設工事請負契約について

日程第 5 議案第27号 東串良中学校改修工事（3 工区）の建設工事請負契約について

日程第 6 議案第28号 令和 8 年度東串良町一般会計補正予算（第 2 号）

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和8年第2回東串良町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程の報告をします。

日程は、配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番 前田 隆議員及び8番 上園ミキ議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第25号 東串良中学校改修工事（1工区）の建設工事請負契約について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第25号 東串良中学校改修工事（1工区）の建設工事請負契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

議案第25号 東串良中学校改修工事（1工区）の建設工事請負契約について御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した東串良中学校改修工事（1工区）について、建設工事請負契約を締結するに当たり、契約金額が予定価格5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

第1工区について5,000万円以上を超えるため、議会の議決を求めることとあります。今回の予定価格と落札価格、落札率についてお伺いいたします。

また、第1工区の改修箇所についても御説明いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食センター所長（中小野田）

まず、第1工区の予定価格でございますが、税込みで6,936万3,800円でございます。落札額が税込みで6,798万円、落札率としては98%でございます。

改修箇所につきましては、第1工区につきましては、屋上防水、また外壁補修、そして新設で防犯・防災を兼ねました非常階段を設置いたします。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

## 会 議 の 経 過

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第25号 東串良中学校改修工事(1工区)の建設工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第26号 東串良中学校改修工事(2工区)の建設工事請負契約について

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第26号 東串良中学校改修工事(2工区)の建設工事請負契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第26号 東串良中学校改修工事(2工区)の建設工事請負契約について御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した東串良中学校改修工事(2工区)について、建設工事請負契約を締結するに当たり、契約金額が予定価格5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

先ほどと同様です。契約金額が予定価格 5, 0 0 0 万円を超えるということで議会の議決を求めるものとあります。予定価格、落札価格、落札率について御説明ください。また、併せて第 2 工区の改修内容についても御説明いただきたいと思います。

議 長 (田之畑)

管理課長。

管理課長兼学校給食センター所長 (中小野田)

お答えいたします。

第 2 工区につきまして、予定価格は 8, 4 8 1 万 5, 5 0 0 円、税込みでございます。落札額が 8, 3 6 0 万円、税込みでございます。落札率といたしましては、9 8. 5 6 %でございます。

第 2 工区の補修箇所につきましては、まず、教室内の床の張り替え、また天井、そして内装面の張り替え、そして主なものとしたしましては、大きなものは、2 階に今までトイレがございませんでした。そこでトイレを設置いたします。内容としましては、女子トイレ、洋式を 5 室、そして男子トイレが小便器を 4 台、洋式を 2 室設置いたします。また、1 階につきましては、図書室が今まで準備室と図書室と分かれていましたが、そこを一貫としまして、司書ブースを取り入れながら図書室を広く取っております。これはやはり生徒に本をたくさん読んでいただきたいということで学校側と協議をして決めたところでございます。

また、図書室の隣の生徒会室につきましては、広さが十分ありましたので、学校側の要望といたしまして、相談室をつくっていただきたいと。やはり生徒指導、そしてこれからの高校等の相談とか、そういう相談室がなかったものですから相談室を 1 階につくってもらいたいということで相談室をつくっております。

あとは、廊下のビニール製の張り替えと、もう全面的に生徒等の環境が過ごしやすい環境となっております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

ありがとうございます。

今回の改修に伴い、子供たちが使いやすいような内容になるよう、学校のほうとも協議して設計のほうを進められたということで、入札のほうも請負会社のほうも締結

したということですが、この内容、改修箇所とか、そういったものについては、議会のほうに説明はありましたでしょうか。例えばトイレをこうしますとか、そういった設計というか、協議の段階での説明というものはあったでしょうか。

議 長（田之畑）
管理課長。

管理課長兼学校給食センター所長（中小野田）

中身の詳細については、学校側と相談をして決めておりまして、今、契約事項の前の設計の中で議員の皆様方には説明をしたわけでございます。
以上です。

議 長（田之畑）
ほかに質疑ありませんか。
4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

2点ほどあったんですけど、1点は、今同僚議員が言ってくれました。要するにちゃんと議会のほうにも、後出しですけど入札があった後、こういう設計でしたと言うんじゃなくて、設計が出来上がった時点で、ある程度やはり情報開示の意味を含めて、議会側にも提示をいただいて、議会側のほうからも例えば意見具申していったって、設計に対していろんなアイデアとか発想があれば取り入れていくべきじゃないかなと思っているところでございます。今回ももう入札が終わって、こういう設計でしたと後出しの説明でしたけど、いつも言ってることですけど、事業とか、この採決をするときには、議会に十分な周知徹底をされるということを何回も言ってるわけですけども、今度も金額はトータルで3億円です。これに関しては、ちゃんと議会にもこれから提示していただくような形を取っていかないと、それこそ議会軽視じゃないかなと私は思っているところです。

それで次に行きますけれども、入札指名についてです。この2工区を受注された会社が隣のまちの会社にM&A、いわゆる企業買収されたということを聞いてるんですけど。私が言いたいのは、これは一般論、常識論ですけども、例えば東串良がこういう工事とか、建築工事の発注に関して、他市町村の業者さんを指名をするときは、これは一般論ですけど、これはいつも言うように常識論というのは、普通に考えて、じゃあ、対比をする形で言いますけれども、奥園さんが町長のときは、他町村の業者が東串良で入札指名を受けるときは制約があるんですよ。取りあえず、まず地元の業者が優先、これは当たり前の話です。そして他町村の業者が入るときは、納税証明をもって、どういうふうな判断をされるか分かりませんが、前は、奥園町政のときは、他町村の業者というのは、その辺を考慮してランクを下げて指名するわけですよ。そうしていました。今度の宮原町政になってから、それが何か変えられて、

何年か前にここで私も取り上げたことがあったんですけど、納税をどれぐらいしているかということを含めて、指名というのは、さっき言ったように他町村の業者が東串良に入るとき、東串良の業者と対等に、あるいは同等に指名を受けるということは、これはあり得ないんですよ。今度の指名6者を見てる中で、他町村の例えば2工区を取られた会社が今多分本社は肝付町にあるんじゃないかなと思っていたら、いろいろ私もまだそこは調べてないんですけど、そういう本社がどこにあるかということを含めて、これ、納税をしっかりと意識した指名の中にその概念を取り入れていかないといけないんですよ。最近見ると、東串良に本社を置かない会社が億単位の仕事を取っていたり、東串良の業者と対等に指名を受けるということは、これはあり得ない話なんですけれども、指名委員長の副町長、その辺はどんなふうに配慮されているのか、考慮されているのか、ちょっと教えていただけますか。

議 長（田之畑）

副町長。

副町長（大 園）

ただいまの外西建業が他町の業者に買収されたというような案件ですよ。外西さんについては、町内に株式会社を設置されて、法人税も納めていらっしゃる。それで今回、こういう業者の決め方は、私を委員長とする総務課長、企画課長、それから建設課長、農林水産課長、それから財務係長、それから担当課の課長なんかが推薦委員となって業者を決めていきます。そうしたときに、例えば事業量とか、その内容によって東串良町の業者で、まずできるのかということが第一義になってまいります。当然にある種の部分で、東串良町にそういう事業を行うような業者がないときは、他町の業者を頼らんことにはどうしてもこれはできないということがあります。町長の考えも、やはり地元の業者を優先して仕事をさせたいという思惑はありますので、また私なんかもそこは頭に入れて、事業量それから事業規模、内容、それでこのことについては、東串良町内の業者に十分に事業執行できるかということを第一義に考えているということになります。

それから当然にこういった事業について、私どもができますよという指名願いが提出されているということもあります。他町の場合も同じです。だから指名願いを入れられているということは、当然にある主の事業の実績がありますので、そこあたりも加味していくということになります。

それで今回の学校改修については、一応3工区で協議を行ったところでありますが、その事業量を見て、建設工事のこういった業者に入札をお願いしたいということで指名を行ったところであります。瀬戸山議員のおっしゃった納税とか、そういうところについては、うちらも当然に町に本所、また事業所なりを置いて法人町民税等納めていらっしゃるということも当然に把握の上で委員で協議して決定したところであります。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だからさっき対比する形といいましたけれども、今度3工区出るのであれば、他町のあるいは他市町村の業者が2者、今回は今、はっきり固有名詞を言われたから言いますが、外西建業さんがどういう買収の取り込みで、あるいはM&Aで山佐産業さんに吸収されたか分かりませんが、その辺を含めて、私もまだそこは取り入って調査していないところです。あと1者に関しては、鹿屋の寿に本社を構える会社が入ってきていると。だからそこは完全に鹿屋市に本所を置く会社。何で東串良の業者と対等に渡り合えるのか。それをなぜ言うのかということ、奥園さんの町政のときは、そこをちゃんとわきまえていましたよということです。宮原町政になってから何でこんなことをやり出したのかということです。そこを説明してもらえますか。

議 長（田之畑）

副町長。

副町長（大 園）

今、本社が東串良にもないと。私もどこの業者かなということで、ある程度推測はしていくところでありますが、まず、瀬戸山議員のおっしゃる業者については、やはり本町に事業所を構えていらっしゃるって、法人税も納めていらっしゃる。それと併せて町内業者で組織されているそういう団体、建設業の同志会ですかね、そういう部分にも加入されている。また当然にこういう事業を受けさせてくださいという指名願いも適切に願いを出されているということで何ら問題なく今回も指名に入れているということで御理解ください。

議 長（田之畑）

3回目ですけども。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

さっき私が言ったことに一つ答えてないんですね。奥園町政のときは、そこを配慮して入札参加をさせないか、させてもランクを落として指名を行うと。これが一般論です。ほかの町村は必ずそうしております。なぜ東串良ができないかということ、何で対等なのか、同等なのかということです。それが宮原町政になってから、そういうふうに変ったという、そこを説明してもらえますか。

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

副町長。

副町長（大 園）

何も私なんかは適正に東串良町に事業所を構えているということで理解しておりますので、何ら奥園さんの町政時代とは変わったところはないと理解しております。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号 東串良中学校改修工事（2工区）の建設工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

本件は、異議がありますので、起立によって採決します。

本件は、このとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第27号 東串良中学校改修工事（3工区）の建設工事請負契約につ

## 会 議 の 経 過

いて

議 長（田之畑）

日程第５ 議案第２７号 東串良中学校改修工事（３工区）の建設工事請負契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第２７号 東串良中学校改修工事（３工区）の建設工事請負契約について御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した東串良中学校改修工事（３工区）について、建設工事請負契約を締結するに当たり、契約金額が予定価格５，０００万円を超えることから、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

契約金額が予定価格５，０００万円を超えるということですが、予定価格、落札価格、落札率について説明をお願いします。

また、第３工区の改修内容、バリアフリーも含めて事前に説明いただいたんですけども、そういった内容も含めて御説明をお願いします。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食センター所長（中小野田）

お答えいたします。

予定価格が８，２４９万４，５００円、税込みでございます。落札額が８，１２９万円、税込みでございます。落札率としては、９８．５３％でございます。

３工区の主な工事でございますが、先ほどと同様に、教室等の床張り替え、また内装、そして天井の今剥がれているとか、そういうところを修繕いたしています。また廊下、ビニール製の張替えを行います。そして３工区につきましては、電気設備を全て３工区に持ってきておりますので、各教室のＬＥＤ化ということで全てＬＥＤ化し

## 会 議 の 経 過

ていきます。また3工区につきましては、玄関の入り口も兼ねておりますので、このげた箱を新設に改修するというような状況でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

第1工区、第2工区、第3工区と説明いただきました。この改修工事に伴い、騒音とか、そういったものに関する学校の配慮というものがあるんでしょうか。また、そういったものは事業者のほうで配慮されて、子供たちの学び等に支障がないような形で、そちらのほうも計画されていらっしゃるのでしょうか。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食センター所長（中小野田）

騒音については、業者と話し合いをして、極力音が出ないような状況で作業を進めるようにこちらのほうから指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

3回目ですけれども。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

工事の件に関して、先ほど同僚議員のほうからもありました。地方公共団体発注の工事に係る請負契約の締結について、最終判断権利者は議会であるものの法令に基づいた適正な入札手続を経て決まれば、それは否定する合理的な理由がなければ、特に議会のほうで協議することはないということもあります。ただ、議決内容、契約の目的、内容、議案提出までの経緯、当該議案議決の趣旨及び経緯、その他諸般の事情をきちんと執行部のほうが事前に議会のほうに説明されたのかなど。先ほども内容に関して説明のほうはいただいておりますが、説明時期等を含めて十分であったか、そういった面についてどのように考えているかお答えください。

議 長（田之畑）

副町長。

副町長（大 園）

議案の説明については、多分当初予算のほうでされていると思うんですよ。だから、例えばその中身については、議会のほうが委員会なり、全協なりで分からんところなんかは、そこが議員の皆さんの執行部を監視する、言わば調査する権限があるわけですから、当然に私なんかその求めがあればいつでも応じます。説明の不足があれば当然するわけですから、議会の皆さんで分からんところは、大いに執行部を呼んで中身を精査していただきたいと思います。

議 長（田之畑）

4回目ですが、特別に許します。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。今おっしゃったように、議会、監査機関ということですが、議会の委員会等、全協等を含めて質問がなかったのも議会のというお言葉をいただきました。しかしながら、実際計画を執行されるのは執行部であります。その際に、今進捗状況を含めて説明をする責任というのは、執行部のほうにありませんでしょうか。当初予算のほうに説明があったということですが、タブレットのほうに入っております修繕箇所、危険箇所、クラックを含めてそういった写真の掲載等、もちろん説明もありました。しかし、今回出された内容に関しては、トイレを含め様々な内容が今回3日前に説明をされたと私のほうでは記憶しております。その際に、どのように進んでいるか、複合施設もですけれども、進んでいないのに委員会、議会からも言われても答えることができないなどこれまでも伺っている中で、執行部としてもやはりどのように進んでいるか、どのように計画をしているか、どのような話し合いが行われているかということを議会に説明する必要はないでしょうか。

議 長（田之畑）

副町長。

副町長（大 園）

当然、私どもが議案なんかを提案する立場ですから、いろいろと事業内容を精査して、言わば計画を練っていくわけです。その中で当然に最終的には議会の皆さんの議決がないことには事業執行はできないわけですから、私どももやっぱり議会の皆さんに理解してもらうために説明は当然に今しているところであります。その中で、例えば議会の議員の皆さんが御理解できないところは、それぞれ委員会があったり、特別委員会があったりとか、そういう議会の皆さんの権能のある委員会があるわけですから、そこらあたりで十分に説明を求めてくだされば、こちらのほうも皆さんが理解できないところを説明ができるし、そこは皆さんの権限があるわけですから、今後についてもそのように大いに委員会等で活動していただければと考えております。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

直接この入札契約かれこれには問題はないんですけど、そういう話ではないんですけど、今、小川議員の関連事項で質問させていただければ。なぜ、小川議員がああいうことを言ったかというのは、これは東串良の議会、執行部の悪い慣例だということで、前も言わせてもらったことがありましたけれども、前、ひどいときは、朝、議案を提出して、そのままここに来て採決、議会のほうで調査する、あるいは調べものをするとか、そういう期間も一切与えられないで、当日提案して、当日採決で、こんなこと、これがまかり通ってきましたね、今まで。だから私が今言ってようやく中に1日とか2日、間を置くようになりましたけど、その延長線上のことを小川議員は言ってるんだと思います。だからそういう説明じゃなくて、今までそういうことをやってたから、私もまだ疑念を抱いているわけですよ。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

|       |   |          |
|-------|---|----------|
| 休     | 憩 | 午前10時00分 |
| <hr/> |   |          |
| 再     | 開 | 午前10時02分 |

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号 東串良中学校改修工事（3工区）の建設工事請負契約に

ついてを採決します。

お諮りします。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第28号 令和8年度東串良町一般会計補正予算(第2号)

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第28号 令和8年度東串良町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第28号 令和8年度東串良町一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ717万円を追加し、歳入歳出それぞれ74億2,017万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園議員。

8 番 (上 園)

今回のこの件につきましては、執行部の素早い対応に対して、陳情者の皆さん方も感謝していらっしゃるのではないかなというふうに思うところなんです、そこで質疑をいたします。

まず、いつから配付されるのか、その時期について教えていただきたいと思います。

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

配付については、9月からということで、9月だと新米が大分出そろうんじゃないかなという、そういう思いでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

何か月分を予定していらっしゃいますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

できるだけ支援できたらなということで、一応半年、6か月をめどに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今、同僚議員から質問がありました。福祉分野に対する支援内容だと思います。福祉課のほうにお尋ねいたします。支援内容の説明をお願いいたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（小 林）

お答えいたします。

町内にあります社会福祉法人に対して、入所を伴う施設においては、定員を基に、掛ける3キロで半年と見て試算をしているところです。通所を伴う施設についても同じく定員を基に月1キロの半年をということで、今のところ試算をしております。これにつきましては、入所が満床でないところにつきましても、定員をベースにしておりますので、それで配付する予定にしております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

先ほど同僚議員のほうから質問がありました陳情書も含めて課長のほうが説明いただいた内容に対する住民、また事業所の思いが反映された事業となっていると思います。しかしながら、今回の支援事業の目的というものは何でしょうか。再度お伺いしたいと思います。例えば菊池市のほうで、6月、高齢者施設等物価高騰対策支援ということでいろいろな事業所のほうが内容を含めてホームページのほうでアップされておりました。その中に小規模多機能に関してもやはり事業の特徴を踏まえて、金額、支援内容のほうも記載されていたんですけれども、本町におかれましても事業所の事業内容、形態を含めて、そういったものも配慮されての支援内容でしょうか、併せて質問いたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（小 林）

近年の物価高騰に対応する重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業になります。近年、物価高騰によりいろんな資材の高騰が叫ばれており、運営のほうに支障が出ているということで陳情のほうが上がってきておりました。そこで協議を重ねた結果、少しでも支援ができればということで、町の農産物であるお米というところを支援をさせていただき、そこでそれに関わる経費を運営のほうに少しでも回していただければということで、町内の社会福祉協議会を含め、障がい者福祉事業所とか、あと保育園、こども園についても支援をする予定にしているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

小規模多機能の施設というのは、町内に何か所ありますでしょうか。また、小規模多機能という利用が通所、入所に当てはまるならば、どちらのほうがその内容的にはふさわしいというか、大部分を占めているか、どういう見解かを質問いたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

会 議 の 経 過

福祉課長（小 林）

今回の対象施設のほうにも小規模多機能も含まれていますので、そのようにお答えいたします。
以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから、議案第28号 令和8年度東串良町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。
本案は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
令和8年第2回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会            午前10時10分